明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　一

〔省　令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（総務七）　一
○競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一一）　二

〔告　示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（外務五一）　三
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（同五二）　四
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（厚生労働三一）　四
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件（同三二）　四
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同三三）　四
○競馬法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が別に定める場合を定める件を廃止する件（農林水産二四六）　四
○保安林の指定を解除する件（同二四七～二四九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二五〇～二五八）　四
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業三二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三四、一三五）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一三～二〇）　五
○道路に関する件（関東地方整備局四三～四五）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局八）　六
○道路に関する件（九州地方整備局二六）　六
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二七）　六
○登録住宅性能評価機関の専任の管理者の氏名を変更した件（同二八）　六

〔国会事項〕
○皇室事項　七

〔人事異動〕
内閣　人事院　最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
官庁事項　七
文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について（文部科学省）　七
法　務　八
公証人死亡（法務省）　八
労　働　八
船員の特定最低賃金の改定に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示一）　八

〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
一級建築士の免許の取消し関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　八
地方公共団体　八
教育職員免許状失効関係　八
会社その他　八

府　令

○内閣府令第九号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「又は人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号」を「、人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号に掲げる場合又は人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十三条各号」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

省　令

○総務省令第七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条第三項第三号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

総務大臣　新藤　義孝

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている職員

附　則

この省令は、平成二十六年二月二十一日から施行する。